

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症における施設運営について

平素より、保育園入園待機乳児保育室に御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。

この度、国において、5月8日（月）以降の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型が5類へ見直されました。

この見直しを受け、当保育室における5月8日以降の新型コロナウイルス感染症における施設運営の対応方針は、下記のとおりとしますのでお知らせします。

なお、保護者の皆様におかれましては、これまで実施を求められてきた「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的感染対策を参考に、引き続き自主的な感染対策に取り組んでいただくとともに、少しでも「(お子さまの) 体調がおかしい、悪い」と感じた場合は「無理せず休む」ことを徹底いただきますようお願いいたします。

記

1 保育所の臨時閉鎖について

- 感染拡大防止の観点から、お子さま及び職員が新型コロナウイルスに感染した場合、管轄自治体とも相談の上、臨時閉鎖とする取扱いを実施していましたが、5月8日以降は臨時閉鎖を実施いたしません。

2 新型コロナウイルス感染症に感染した場合について

- 学校保健安全法施行規則に準じて、5月8日以降、新型コロナウイルス感染症に感染したお子さまは、「発症から5日間経過し（発症日を0日として）、かつ、症状軽快後1日を経過するまで」は保育所の利用を自粛願います。

3 濃厚接触者について

- 5月8日以降は、一般に新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。ただし、お子さまの同居者が新型コロナウイルスに感染した場合、保育所内感染を防ぐために、「同居者の発症日を0日として、4日目まで」は保育所の利用を自粛願います。